

千葉市墓地経営許可等に係る連絡協議会運営要綱

(設置)

第1条 墓地経営許可等に関し適正な指導の実施を円滑に図るため、関係各機関の意見を調整し、重要事項を協議することを目的として、千葉市墓地経営許可等に係る連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条に規定する事前協議の事務処理に関すること。
- (2) その他前号に関連すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康部長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める者がその職務を代理する。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(協議会)

第4条 協議会は、必要に応じ会長が招集しこれを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 協議事項を円滑に推進するため、協議会に部会を置く。

- 2 部会長は、生活衛生課長の職にある者をもって充てる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が定める者がその職務を代理する。
- 4 部会は、別表2に掲げる職にある者、その他関係係長の出席を求めることができる。
- 5 部会は、必要に応じ部会長が招集しこれを主宰する。

(報告)

第6条 部会で協議された事項は、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生活衛生課においてこれを行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表 1

部局名	委員
市民局（市民部）	交通安全課長
保健福祉局（健康部）	生活衛生課長
保健福祉局（健康部）	保健所環境衛生課長
環境局（環境管理部）	産業廃棄物指導課長
環境局（環境保全部）	環境調整課長
環境局（環境保全部）	大気保全課長
環境局（環境保全部）	水質保全課長
経済農政局（農政部）	農政課長
経済農政局（農政部）	農政センター農業振興課長
都市局（都市部）	都市計画課長
都市局（都市部）	宅地課長
都市局（建築部）	建築指導課長
都市局（建築部）	建築審査課長
都市局（公園緑地部）	緑政課長
建設局（土木部）	維持管理課長
建設局（道路部）	街路建設課長
下水道局（建設部）	都市河川課長
下水道局（建設部）	下水道計画課長
教育委員会（生涯学習部）	文化課長
農業委員会	事務局長

別表 2

部局名	委員
市民局（市民部）	交通安全課企画係長
保健福祉局（健康部）	生活衛生課環境衛生係長
保健福祉局（健康部）	保健所環境衛生課営業指導係長
環境局（環境管理部）	産業廃棄物指導課事業所係長
環境局（環境管理部）	産業廃棄物指導課残土指導係長
環境局（環境保全部）	環境調整課指導係長
環境局（環境保全部）	大気保全課騒音係長
環境局（環境保全部）	水質保全課水質規制係長
経済農政局（農政部）	農政課農政係長
経済農政局（農政部）	農政センター農業振興課林務係長
都市局（都市部）	都市計画課計画係長
都市局（都市部）	宅地課指導係長
都市局（都市部）	宅地課審査係長
都市局（都市部）	宅地課調査係長
都市局（建築部）	建築指導課認定係長
都市局（建築部）	建築指導課建築相談室長
都市局（建築部）	建築審査課審査第一係長
都市局（建築部）	建築審査課審査第二係長
都市局（建築部）	建築審査課審査第三係長
都市局（建築部）	建築審査課構造設備係長
都市局（公園緑地部）	緑政課緑化推進係長
建設局（土木部）	維持管理課管理係長
建設局（道路部）	街路建設課用地第一班長
下水道局（建設部）	都市河川課河川係長
下水道局（建設部）	下水道計画課開発指導係長
教育委員会（生涯学習部）	文化課文化財保護係長
農業委員会	事務局農地審査係長